

人権獲得の歴史

日本国憲法第97条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されています。このように、人権は、もともと認められていたものではなく、人類の長い歴史の中で、人々が命をかけ、苦しみを乗り越えて獲得したものであり、数多くの試練に耐えて守られたものといえます。そして今後も、人権の概念はさらに発展していくものと考えられます。

人権獲得の歴史の概要は以下のようになります。

(1) 自由権の獲得

1215年、イギリスでは、貴族と聖職者が協力して「マグナ・カルタ」を起草し、権力を濫用する国王に法律を守る約束をさせました。国王はこれを守りませんでした。マグナ・カルタは自由を守るために広く引用される文書となり、後の人権思想の基礎となりました。

16～17世紀のヨーロッパの大国では、国王が議会を無視して、絶対王政と呼ばれる強力な政治のしくみをつくっていました。17世紀後半になると、ジョン・ロック(イギリス)は、国家は自分たちの権利を守るために設けられたと考え、専制政治に反対し議会の擁護しました。この考えは、1689年の名誉革命(イギリス)を理論付け、「権利の章典」が制定されました。権利の章典は、国王に対して議会の同意のない立法や課税を禁止しました。

18世紀、ジャン・ジャック・ルソー(フランス)は、国家権力の根拠を社会契約に求め、人民による直接民主制を主張しました。「個人」ということが自覚されるようになり、国家は国民に「自由権」を保障して、国民がどのような生活を営むかは各自の責任に任せておくべきとされました。国家は犯罪を取り締まったり、戦争に備えたりする特別な場合の他は、むやみに国民の生活に立ち入るべきではないと考えられるようになりました。この考え方は、1776年の「アメリカ独立宣言」や1789年の「フランス人権宣言」となって表れました。

アメリカ独立宣言では、「すべての人は平等につくられている」と謳われ、人権は、すべての人間が生まれながらにもつ、国家や憲法に先立って存在する権利(自然権)であり、いかなる国家権力もこれを侵すことはできないなどと説かれました。また、フランス人権宣言は、「人間は、生まれながらにして自由かつ平等の権利をもっている」と宣言し、国民主権の原理を明らかにし、人権の保障を定めました。

このように、17～18世紀に現れてきた権利は、国家からの束縛に対する国民の保護という考え方に基づいていました。

(2) 社会権の獲得

18世紀後半から20世紀にかけて、産業革命を通じて資本主義経済がめざましい発展をとげました。しかし同時に、富める人とそうでない人との間に不平等を生み、貧困や失業などの大きな社会問題を引き起こしました。自由権の保障だけでは、すべての人が人間らしく生きていくことが困難になってきたのです。

そこで、貧富の差や失業問題などの不平等を是正しながら、すべての人の人間らしい生活を保障するために、国家が積極的に経済や社会に介入し、貧しい人々や社会的弱者を支援すべきであるという福祉国家の考え方が生まれました。こうして、国家に対して人間らしい生活を求める権利も人権のカテゴリーに含まれるようになりました。この権利を「社会権」といいます。

1919年に制定された「ワイマール憲法(ドイツ共和国憲法)」は、「経済活動の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限度内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない(第151条)」としており、世界で初めて社会権を保障した憲法です。その後、社会権は、日本国憲法など各国の憲法に取り入れられるようになりました。

(3) 新しい人権の出現

第二次世界大戦後、平和な世界を築いていく上で、人権の保護と促進が不可欠な要素となり、国際的にも様々な取組が進められました。人権が一部の国ではなく、すべての国の関心事項となったのです。しかし、世界の多くの国や地域では、極度の貧困、戦争、自然災害などによって、人権の視点から見るとわずかな進歩しかしていないという現実があります。それゆえに、第三世代の人権(p.28 参照)と呼ばれる新しいカテゴリーの人権が必要であると考えられるようになりました。戦争や地球環境の悪化により、人類の生存そのものが困難になれば、人権も無意味になるからです。

例えば、持続可能な発展の権利、平和の権利、健康的な環境の権利、人類の共同遺産を開発する権利など、様々な社会や民族の集合的な権利がこれに当たります。現在、持続発展教育(ESD)、開発教育、平和教育、環境教育など、新しい人権に焦点を当てた教育活動が広がりつつあります。

これらの他にも、日本国憲法の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の延長線上にあるものとして、嫌煙権(たばこを吸わない人が、たばこの害から身を守る権利)、日照権(建築物の日当たりを確保する権利)、知る権利(情報を受け取る権利)、プライバシーの権利(私生活を他人から不当に干渉されない権利)なども、新しい人権として保障されるべきといわれています。

(4) 日本では

① 自由民権運動の高まりと大日本帝国憲法

日本では、明治時代に、ヨーロッパから本格的に人権の思想がもちこまれました。

江戸幕府の後、明治政府内では、憲法をつくって国会を開き、立憲政治を実施するという案が検討されていましたが、内部の対立などからなかなか具体化されませんでした。そこで、板垣退助たちは、国民の意見を政治に反映させようと、明治7(1874)年に、国民が選んだ議員でつくる国会の早期開設を要求し、自由民権運動が始まりました。そこでは、人間は自由・平等であるという近代思想に基づき、参政権や思想の自由、男女平等などが要求されました。その後、自由民権運動が広まる中で、政府はついに明治23(1890)年に国会を開設することを約束しました。

政府は国会開設に備えて、伊藤博文をヨーロッパに派遣しました。伊藤は、君主中心の政治を行っているドイツ(プロイセン)の憲法を学び、帰国後、憲法草案の作成を始めました。こうして、明治22(1889)年、日本において人権を最初に保障した「大日本帝国憲法」が発布されました。しかし、そこでは、主権は天皇にあるとされる一方、人権は天皇が恩恵によって与えた「臣民ノ権利」とされ、法律によって制限されるものとされました。

帝国議会は、衆議院と貴族院の二院制がとられました。衆議院議員は国民の選挙で選ばれましたが、有権者は、直接国税15円以上を納める25歳以上の男子とされたため、国民の約1.1%に過ぎませんでした。明治23(1890)年に行われた初めての総選挙では、自由民権運動を進めてきた人々が、衆議院議員の過半数を占めました。しかし、内閣総理大臣をはじめとする大臣の多くは、薩摩藩や長州藩など一部の藩の出身者(藩閥)で占められており、政府と議会の対立がしばらく続くことになりました。

② 護憲運動と大正デモクラシー

大正元(1912)年になると、藩閥や一部の有力者による政治に反対して、憲法に基づいて政党による政治を行い、民衆の考えを反映していこうという護憲運動が起こりました。そして、米騒動により総辞職した内閣に代わって、大正7(1918)年、華族でも藩閥出身でもない原敬が、衆議院第一党の党員が閣僚の大部分を占める本格的な政党内閣をつくりました。

このころには、民衆の意見を反映した政治を求める主張が広まり、大正14(1925)年には、25歳以上のすべての男子に衆議院議員の選挙権を与える普通選挙法が成立しました。また、女性差別の解消を求める運動や生活水準を改善するための社会運動(ストライキや小作争議など)、部落解放運動なども始められました。

このような大正期を中心に広まった民主主義の風潮や社会運動は、後に大正デモクラシーと呼ばれました。

③ 強まる戦時体制

昭和5(1930)年になると、世界恐慌の影響により日本経済も恐慌に陥りました。その後、軍国主義化が進み、外国との戦争が長期化する中で、戦争に批判的な言論や思想の取り締まりが強められました。昭和15(1940)年には、ほとんどの政党や政治団体が解散して大政翼賛会という組織にまとめられ、労働組合なども国家に奉仕する団体になりました。自由を尊重する考え方は制限されるようになっていったのです。

④ 日本国憲法の成立

第二次世界大戦後、日本国憲法の制定によって基本的人権が明文化されました。これにより、人々が生まれながらに人権をもっているという真の人権思想が確立しました。

昭和21(1946)年11月3日に日本国憲法は公布され、翌年5月3日から施行されました。日本国憲法は、前文で、政府の行為によって再び戦争の惨禍を引き起こさないという国民の決意を示しました。その上で、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三大原則としました。すなわち、国民が主権をもつとされ、選挙を通じて国のあり方を決められるよう、20歳以上の男女全員に参政権が保障されました。また、基本的人権を尊重し、表現の自由などを保障するとともに、人間らしく生活するための社会権などが新たに認められました。さらに、第二次世界大戦の反省に立って、平和主義を選択し、戦争を放棄することを宣言しました。